



茨城県報

号外第 33 号

平成 9 年 3 月 25 日

火 曜 日

告 示

茨城県告示第 317 号

茨城県墓地、埋葬等に関する法律第 9 条の規定による埋葬等の取扱要領を次のように定める。

平成 9 年 3 月 25 日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県墓地、埋葬等に関する法律第 9 条の規定による埋葬等の取扱要領

第 1 趣 旨

この要領は、墓地、埋葬等に関する法律（昭和 23 年法律第 48 号。以下「墓埋法」という。）第 9 条第 1 項の規定により市町村長が行う埋葬又は火葬（以下「埋葬等」という。）の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 埋葬等の対象等

埋葬等の対象となる死体は、墓埋法第 9 条第 1 項の規定に該当するものであり、これは、住所又は居所及び氏名が明らかであって、引取者のない死体をいうものであること。したがって、行旅病人及び行旅死亡人取扱法（明治 32 年法律第 93 号。以下「行旅病人等法」という。）第 1 条に規定する行旅死亡人とはその範囲が異なるものであること。

第 3 埋葬等の許可手続

- 1 市町村長は埋葬等をしようとするときは、墓埋法第 5 条第 1 項の規定による手続を採らなければならないものであること。
- 2 前項の手続において、提出する墓地、埋葬等に関する法律施行規則（昭和 23 年厚生省令第 24 号）第 1 条の規定による申請書に記載する同条第 8 号の「申請者の住所、氏名及び死亡者との続柄」には、当該市町村の所在地及び当該市町村長の氏名がこれに該当するものであること。

第 4 埋葬等に係る死体の取扱いに要する費用基準及び申請手続等

- 1 埋葬等に係る死体の取扱いに要する費用（以下「埋葬等費用」という。）として、墓埋法第 9 条第 2 項において準用する行旅病人等法の規定により市町村が県に支払いを請求することができるものは、埋葬等に要した実費とし、その種目は別表のとおりであること。

なお、遺留金品等を売却し、当該売却代金によって、埋葬等を行った場合は、市町村が一時繰替支弁した金額から当該売却代金を控除した金額について県に支払いを請求するものであること。

- 2 前項の実費は、すべての種目において下等実費とすること。
- 3 埋葬等費用の支払いを請求しようとするときは、埋葬等費用交付申請書（様式第 1 号）に次の書類を添付して、交付申請を行うこと。
 - (1) 埋葬等費用内訳書（様式第 2 号）
 - (2) 支払いを証する領収書の写し（責任者の照合印のあるもの）。ただし、領収書の徴取が不能のものについてはその理由及び明細書

- (3) 死体に関する調書(様式第 3 号)
- (4) 医師の診断書若しくはその写し又は医師の検案書及び警察署長からの引渡通知書若しくはその写し
- (5) 遺留金、遺留物件及び不用物件売却代金調書(様式第 4 号)
- (6) 戸籍謄本若しくはその写し

- 4 知事は、埋葬等費用交付申請書に基づき交付金額を決定し、市町村長に交付決定通知書(様式第 5 号)を交付するものであること。
- 5 交付金の交付決定通知書を受けた市町村長は、直ちに請求書(様式第 6 号)を知事に提出すること。
- 6 遺留金品等を売却した金額が、埋葬等費用を超えた場合の残額は、非訟事件手続法(明治 31 年法律第 14 号)第 16 条の規定により所轄検察庁の検察官に通知すること。
- 7 市町村長は、県に交付申請した後においても、その扶養義務者、相続人及び家族の住所、資産の状況等が判明したときは、引取り又は費用弁償の請求手続をするとともにそのてん末を直ちに知事に報告すること。

第 5 報 告

市町村長は、埋葬等又は死体解剖保存法(昭和 24 年法律第 204 号)第 12 条の規定により引取者の判明しない死体を大学の長に交付したときは、すみやかに知事に報告(様式第 7 号)すること。

付 則

この要領は、公布の日から施行する。

別 表

埋 葬 等 費 用 種 目 一 覧 表

項 目	種 目
納 骨 そ の 他 葬 祭 費	お布施、棺、骨つば、納体袋、防臭剤、生花、その他葬祭に必要と認められるもの
火 葬	火葬料
運 搬	霊柩車等
検 案	検案調書料
死 体 保 存 費 用	ドライアイス、霊安室使用料

(様式第 1 号)

記 号 番 号

平 成 年 月 日

茨城県知事

殿

市 町 村 長 名 ⑩

埋 葬 等 費 用 交 付 申 請 書

一 金

円

上記金額を埋葬等費用として、埋葬等費用内訳書を添付のうえ、交付申請をいたします。

(様式第 2 号)

埋 葬 等 費 用 内 訳 書

一 金 円

取 扱 年 月 日					
氏 名		性別		年 令	
死 亡 の 原 因					
内 訳	葬 祭 費	検 案 料			
	火 葬 料	保 存 料			
	運 搬 料	合 計			
遺 留 品 金 額					
弁 償 金 額					
差 引 請 求 額					
備 考					

(様式第 3 号)

死 体 に 関 す る 調 書

本 籍 (国籍)	
住 所 又 は 居 所	
氏 名	
生 年 月 日	
筆 頭 者 又 は 筆 頭 者 と の 続 柄	
家 族 及 び 家 族 と の 関 係	
職 業 及 び 資 産 並 び に 生 活 状 況	
備 考	

ただし、上記事項中添付した戸籍謄本若しくはその写しにより明らかな事項については省略することができる。

(様式第 4 号)

市 町 村 名

遺留金、遺留物件及び不用物件売却代金調書

一 金 円

品 名	金 額	単 価	数 量	備 考
合 計				

(様式第 5 号)

記 号 番 号

平成 年 月 日

市 町 村 長 殿

茨 城 県 知 事 名 ㊟

墓地、埋葬等に関する法律第 9 条の規定による埋葬等費用交付決定通知書

平成 年 月 日付けをもって請求のあった墓地、埋葬等に関する法律第 9 条の規定による埋葬等費用については、茨城県墓地、埋葬等に関する法律第 9 条の規定による死体の取扱要領により、次のとおり交付することに決定したので通知します。

記

- 1 交付額は、金 円とする。
- 2 この交付金は、平成 年 月 日から 月 日に取扱った墓地、埋葬等に関する法律第 9 条の規定による埋葬等に要する費用を貴（市町村名）が繰り替え支弁したものである。

(様式第 6 号)

請 求 書

一 金 円

ただし、埋葬等費用の一時繰替支弁金額（別紙交付決定通知書写しのとおり）

上記金額請求いたします。

平成 年 月 日

市 町 村 長 名 ㊟

茨城県知事 殿

(様式第 7 号)

記 号 番 号

平成 年 月 日

茨城県知事

殿

市 町 村 長 名 ㊟

死体の取扱いについて(報告)

このことについて、下記のとおり取扱ったので、茨城県墓地、埋葬等に関する法律第 9 条の規定による埋葬等の取扱要領の規定に基づき報告します。

記

本 籍 (国 籍)			
住 所 又 は 居 所			
氏 名		生 年 月 日	
筆 頭 者 又 は 筆 頭 者 との 関 係 及 び 家 族 又 は 家 族 と の 関 係			
職 業 及 び 資 産 並 び に 生 活 状 況			
引 取 り に 至 っ た 経 過			
備 考			

注) 死体解剖保存法の規定により死体を大学の長に交付したときは、備考欄にその旨記載すること。

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも 1 月)
休日の場合は繰下発行) (金 3, 0 0 0 円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 茨城県水戸市三の丸 1 丁目 5 番 38 号

茨 城 県 総 務 部 総 務 課

電話番号 029 (221) 8 1 1 1 (代)